

一一 和歌

岩崎文庫本、内閣一本、神宮文庫一本、神習文庫一本、徳富本には、この篇目、及び次の「勅撰以下別有目録」以下の文なし。また神宮文庫一本、京都帝國大學本、彰考館一本、前田一本、池田本等には、「勅撰以下」の文を、「勅撰、家集、百首、歌合、打聞、抄物等類或本無之」と記したり。

勅撰以下別有目録、勅撰家集等外、如抄物打聞之類、七十部有之、然而見懷中抄歟之間略之、

「勅撰以下別有目録」とは、和歌現在書目録などの類なるべし。抄物打聞は、和歌、歌學、歌論等、和歌に關するものなり。懷中抄は、いかなるものにか、今傳はらざれば詳ならず。但し河海抄若菜上に引きたる懷中抄は、聖德太子の事を記したるものにて、和歌に關するものにあらず。同名異書なり。

一二 和漢

和漢朗詠 二卷 公任卿撰

和漢詩文の佳句を撰録して、四季、雜の五部に別ち、題目を設けて、これに編入し、各和歌をそへたるものなり。春の部は、立春より藤に至る十八、夏の部は、首夏より扇に至る十一、秋の部は、立秋より九月盡に至る二十、冬の部は、初冬より佛名に至る九、雜の部は、風より白に至る四十六あり。

作者は、本朝にては、醍醐、村上の兩代、惟喬、兼明、具平の三親王、及び菅原道真より、清原滋藤に至る四十五人あり。支那にては、白居易より、李嘉祐に至る二十七人あり。和歌の作者は、村上、花山の兩朝、齋宮女御、聖德太子、及び志貴、飛鳥の二皇子、厚見、安貴二王の外、伊尹より、白女に至る五十三人あり。

この書の撰者藤原公任なる事は、江談抄、釋信阿の朗詠註、及び和歌現在書目録、八雲御抄等に見え、十訓抄には、公任卿、この殿通を聲にとりて、始めてむこ入りされける時、朗詠上下の卷をえらび

て、おき物の厨子におかれける、ゆゑ、しき掣引出物にこそ、

とあり。大江匡房は、この集に、公任の師高階相如の作を多く採録したる事を難じて、

江談抄に、朗詠集相如作多入事

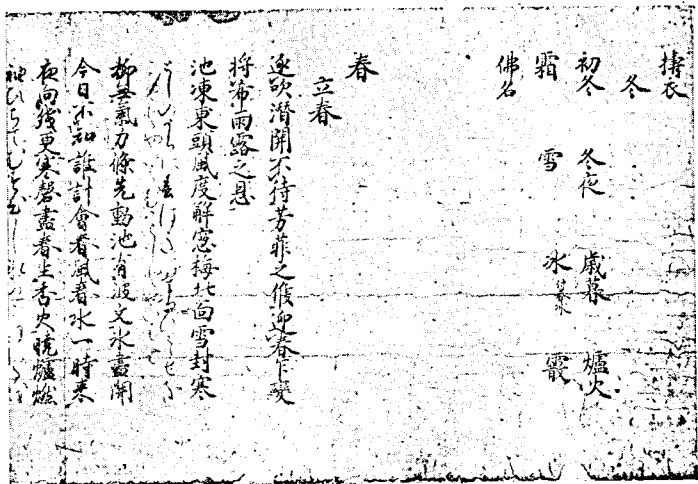
又四條大納言者、高相如之弟子也、仍撰朗詠集之時、多入相如作、所謂蜀茶漸忘浮花味、并蘿蘇往反之句、有何秀發乎、

和漢朗詠集

といへり。またこの集は、詩句のみにて、和歌はもとなかりしを、堀河天皇の御代、右衛門督師頼の追加したりといふ説あり。されど、他にたしかなる徴證もなく、基俊の撰びたる新撰朗詠に和歌を収めたるによれば、その説信じ難し。著者公任の事は、北山抄の條(一二四頁)に記せり。

この書は、伏見宮累代の御本に經信筆二卷あるよし

高松宮御所藏



看聞日記に見えたり。世に傳はりたる古寫本は、御物を始め、高松宮御所藏古寫本、昭和六年、國寶に指定

せられたる公爵近衛文麿氏所藏倭漢抄下一卷、同十年、國寶に指定せられたる伯爵南部利英氏所藏二帖あり。また同八年、重要美術品に指定せられたる原富太郎氏所藏二卷、關戸守男氏所藏二卷、及び同十二年、重要美術品に指定せられたる公爵毛利元昭氏所藏正慶元年書寫二卷以下、頗る多し。刊本には、寛永五年、同十九年以下二十餘種あり。日本歌謠集成に收めたり。

この書に關する註釋參考書は左の如し。

和漢朗詠集江註

大江 匡房

和漢朗詠集私註

釋 信 阿

和漢朗詠集私註

釋 覺 明

和漢朗詠集抄

釋 玄 惠

和漢朗詠集詩諺解

釋 龜 言

和漢朗詠集註

一〇 北村 季 吟

和漢朗詠集諺解

一〇 岡 西 惟 中

和漢朗詠集圖解

二 未 詳

和漢朗詠集平假名附講釋

二 山 崎 美 成

和漢朗詠集抄

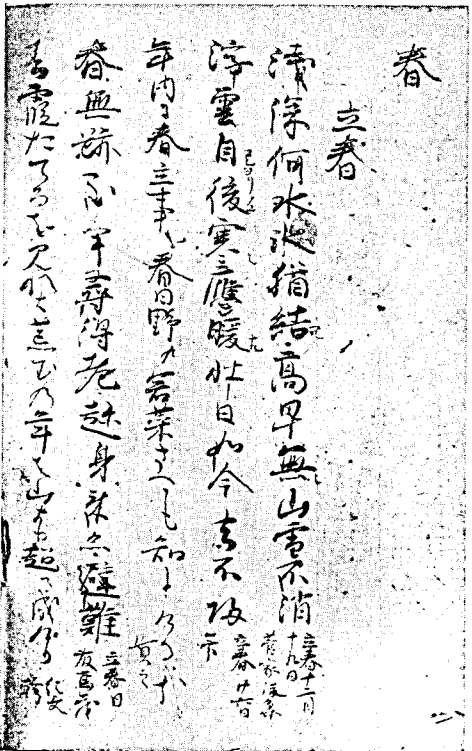
六 釋 日 詮

朗詠要集	二	未	詳
和漢朗詠集國字抄	八	高井伴寬	
和漢朗詠集和談抄	二	未	詳
和漢朗詠集考證	一	柿村重松	
和漢朗詠集新釋	一	江見清風	
		金子元臣	

新撰朗詠 二卷 基俊撰

和漢朗詠について撰びたるものなり。部目も、和漢朗詠に同じく、春、夏、秋、冬、雜の五部に分てり。その題目を設けて、各和歌をそへたるさまも同じ。春の部は、立春より藤に至る十九、夏の部は、更衣より蟬に至る十一、秋の部は、立秋より擗衣に至る二十一、冬の部は、初冬より佛名に至る九、雜の部は、風より白に至る四十七あり。

詩文の作者は、嵯峨、醍醐、村上、一條、朱雀、三條の六朝、兼明、具平、輔仁の三親王、及び菅原道真以下、笠雅量に至る八十二人、同支那の作者は、白居易より、陳皇后に至る三十二人あり。和歌の作者は、仁和、延喜、圓融、花山の四代、二條后、具平親王、及び菅原道真以下、清正女に至る六十六人あり。



新撰朗詠集 (保阪潤氏所藏)

この書の著者の藤原基俊なる事は、和歌現在書目録に、「新撰朗詠上下基俊」と記し、八雲抄、尊卑分脈等にも見え、

今鏡三笠の松忠通の傳に、基俊の君にも、からやまとのおかしきことの葉ともえらひつかはさせ給ひける。

とありて、攝政忠通の依囑により

て、撰集したるよし記せり。

基俊は、右大臣藤原俊家の子にて、從五位上、左衛門佐となり、康治元年歿す、年八十八。尊卑分脈には、「詔仙一流元祖」と記したり。

この書の古寫本は、昭和十年、重要美術品に指定せられたる保阪潤氏所藏一帖、及び同十一年、國寶に指定せられたる小川陸之助氏所藏下卷一卷あり。刊本は、寛永八年の刻本あり。群書類從に收めたり。

拾遺朗詠 二卷

基俊の新撰朗詠について撰びたるものなるべし。世に傳本なく、著者も詳ならず。

和漢拾遺朗詠 二卷

これも世に傳はらず。古書に引きたるものもなく、著者も詳ならず。

和漢兼作集 二十卷

京都帝國大學本、彰考館本等二十二卷としたり。

平安朝の中期より、鎌倉期の中期比までに於いて、和歌を詠じ、兼ねて詩をも作りたる人々の詩歌を集めたるものなり。そのさま朗詠に同じけれど、この書は、朗詠の題を設けて、編集したるに反し、原作のままの題にて採録せり。二十卷の中、今傳はりたるは、十卷にて、部目左の如し。

- 卷一春上 詩七十一首 歌六十六首
- 卷二春中 詩七十七首 歌五十三首
- 卷三春下 詩六十九首 歌五十五首
- 卷四夏上 詩十六首 歌四十八首
- 卷五夏下 詩二十七首 歌三十四首
- 卷六秋上 詩三十五首 歌七十二首

卷七秋中 詩八十四首 歌四十九首

卷八秋下 詩八十九首 歌七十三首

卷九冬上 詩三十八首 歌四十二首

卷十冬下

卷十一以下は、蓋し戀、雜、神祇、佛敎、羈旅、賀等の類ならんか。その作者も、卷九までの中、約二百五十人にして、醍醐天皇以下の列聖、菅原道真以下の人々なり。この書は、大正十五年、珍書同好會にて、圖書寮藏本により謄寫版としたる際、これに附したる予の解説あれば、便宜によりて左に附載す。

この書は、平安朝の中期より、鎌倉時代の中期に至る詩歌を集めたるものにて、本朝書籍目録に和漢兼作集二卷と記したるものこれなり。今傳はりたるものは、春上中下、夏上中下、秋上中下、冬上中下の十卷なれど、冬下は僅に一葉のみにして、他は悉く缺けたれば、亡佚せるもの過半に及びたり。殊に十卷以下はその篇目さへ知るを得ざるは惜むべし。されど、この書の卷數は、勅撰の和歌集と同じきによれば、その篇目もまた、これにならひて、四季の外に、戀、雜、神祇、釋敎、哀傷、慶賀、羈旅等に別ちたるものか、或は詩歌を集録したるさま、和漢朗詠集、新撰朗詠集にひとしきを見れば、朗詠集の上卷を四季とし、下卷を雜とせるに擬して、上の十卷を四季とし、下の十卷を雜としたるものならんか。

和漢兼作集とは、一人にて、和歌をも、漢詩をも、兼ね作りたる人のみの詩歌を撰集したる意なるべし。そは中殿御會部類に載せたる後山階内府記の、曆應二年六月廿七日仙洞御會始の文に、「今度和漢兼作之

仁、關白外皆不被許、兼作悉被相別也」とあるにて知るべし。卷頭に掲げたる菅原道真立春の詩に、「右一句聖廟御作也、二十五句」とあるは、道真の漢詩二十五句と、和歌十五首とを採録したるよしにて、その詩歌の數を示したるものなり。かくの如く、詩歌兼作の人のみを限定して、撰びたるものなれば、著名なる歌仙詩聖にして、撰に漏れたるもの頗る多きは、兼作の人少きが故か。また歌のみありて、詩の逸したるものもあるべく、詩のみ作りて、歌の聞えざりしもあるべし。殊に平安朝以來、女流の歌人には、名高きもの多きにか、はらず、この書に、載せたるものはめて稀に、卷十までの中に見えたるは、唯今出川院近衛の一人のみ。頼阿法師の水蛙眼目に、「今出川院近衛局、中略詩なども作りて、兼作集に入りて、一生不犯の禪尼なり、」といへるは、この女房の漢詩を賦せるがめづらしく、且つこの書に入れられたるを、世の譽と思ひしなるべし。

この書に収録したる詩歌の古書に見えたるは、鳩嶺集に、神德古今同、土御門内大臣、胎臨如舊廟庭月、吹擧是新社樹風、」とありて、兼作集と朱書したるものあり。また夫木和歌抄十四菊の條に、「御集兼作、後堀河院、」と見え、同書十四寺の部に、「題不知、兼作、式部大夫定業、」とあり。後堀河天皇の御製は、本書秋の部下にあれど、神祇、釋教の詩歌は缺けたり。

この書は、本朝書籍目錄、水蛙眼目、鳩嶺集、夫木和歌抄以外には、書名を記したるものなければ、いかなる人の撰びたるものか、しるべくもあらず。但し作者の中に、右衛門督藤原實冬、權大納言藤原經任、中納言藤原良教、權中納言源具房など記したるところあり。實冬は、建治三年正月廿七日、權中納言にて右衛門督を兼ね、弘安七年正月兼官を罷め、經任は、建治三年正月廿九日、中納言に轉じ、弘安六年三月廿八日これを辭したり。良教は、建治元年十二月十二日中納言となり、弘安二年十二月十二日、權大納言に進み、六年三月廿八日これを辭し、具房も、建治元年十二月廿二日權中納言となり、弘安九年九月二日權大納言に進みたること、公卿補任に見えたり。この四人の官位によれば、この書のなりしは、後宇多天皇の御代にて、建治三年より、弘安二年までの間のものなるが如し。また院御製として、春部上に、御製二首を掲げ、夏部上に御詩一句を載せ、新院御製として、秋部上下に、御歌各一首、春部下、及び秋部上に、御詩各一句を載せたり。この中春部上の

も、千鳥けにこそきなげさ、竹の大宮人に初音またれて

とある院御製は、續古今和歌集によれば、龜山天皇の御製なり。新院御製と記したるは、詩歌共に但書に參考すべきものなし。抑院は、太上天皇の泛稱なれど、兩院の御製ある時は、必ず、一を院御製とし、一を新院御製と記して、これを混同したる事あらず。即ち金葉和歌集は、白河法皇を院とし、鳥羽上皇を新院としたる例にて、後にも新後撰、玉葉の兩勅撰集に、伏見上皇を院とし、後伏見上皇を新院としたる類、續千載、續後拾遺の兩集も同じ。故にこの書の新院は、後宇多上皇にまします事疑ひなかるべく、これによれば、伏見天皇の御代のものなるが如し。然れども、作者の官位にては、後宇多天皇の御代にな

りし事明なれば、いづれによりて定めん事も難ければ、或は後宇多天皇の弘安中になりしが、伏見天皇の御代に至り、後宇多天皇の御製のみを補入したるものにてあらんか。勅撰歌集にすら、奏覽の後の作歌を補入したる例あれば、かく推定するの外なかるべし。されど、これは、唯現在の十卷のみによりて、推考したるのみ。卷十一以下、悉く完備したる上にて、更に精査攷究せば、愚案の謬りたるを訂正する事あらん。

一三 管 絃

梨園舊風 一卷

梨園とは、唐書禮樂志に、「明皇既知音樂、又酷愛法曲、選坐部伎子弟三百、教于梨園、」とありて、歌舞を教習する所なりしかば、やがて、舞人樂人をも、梨園といひしなり。されば、この書は、我邦古風の歌舞の事ども記したるものなるべけれども、世に傳はらざれば、詳ならず。

東遊笛譜 一卷 奉勅撰

岩崎文庫本、内閣一本、神宮文庫本、神智文庫一本等この書を載せざるもの妙からず。後の追記ならんか。

東遊は、神事に奏する歌舞なり。この笛の譜は「奉勅撰」とあれど、いつの御代、いかなる人の撰びたるものか、今は世に傳はらざれば、詳ならず。